



重点テーマ

重点テーマ1

若者・子育て世帯が暮らしやすい住まいの充実

関連する
基本目標



若者・子育て世帯が安心して暮らすことのできる居住環境の充実が求められていることから、「若者・子育て世帯が暮らしやすい住まいの充実」を重点テーマとして位置づけます。

関連する実施施策

- ◆市外からの移住世帯に対する良質な住宅の取得・入居支援
- ◆子育て世帯にやさしい住まいづくりの普及促進
- ◆若者・子育て世帯への賃貸住宅の入居支援
- ◆子育てしやすい住環境の形成とまちづくり
- ◆同居近居の促進や多世代共生の住まいづくり



住むなら北九州 定住・移住 推進の取組

空き家リノベの 促進の取組

北九州市営住宅 における優遇制度

市営住宅等の用地等を活用した 良好な民間住宅の供給

子育てしやすいまちの情報発信

重点テーマ2

住宅の脱炭素化の推進

関連する
基本目標



ゼロカーボンシティの実現のため、市民生活に身近な住宅における温室効果ガス削減などが求められていることから、「住宅の脱炭素化の推進」を重点テーマとして位置づけます。

関連する実施施策

- ◆市営住宅における脱炭素化の推進
- ◆民間住宅や建築物における省エネ化の推進
- ◆民間住宅における北九州市独自の健康省エネ住宅推奨基準の構築と普及促進
- ◆住生活の脱炭素化に向けた市民への意識啓発

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)のイメージ



重点テーマ3

空き家対策の総合的な取組

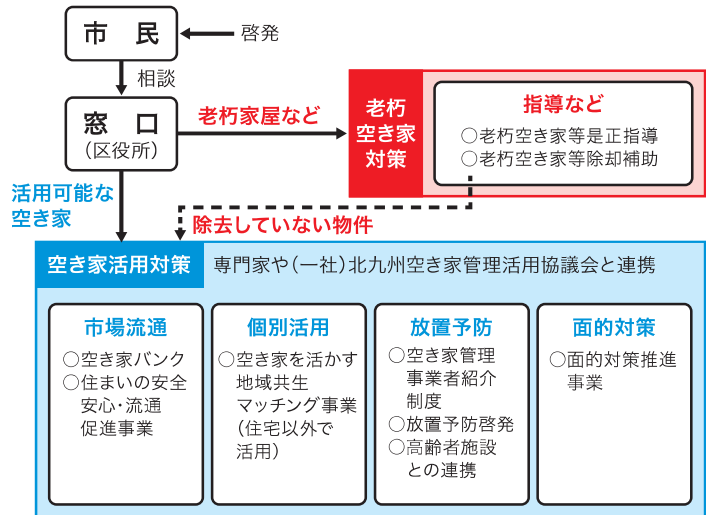
関連する
基本目標



今後も増加が予想される空き家への対応として、空き家の発生の抑制や利活用などが求められることから、「空き家対策の総合的な取組」を重点テーマとして位置づけます。

関連する実施施策

- ◆空き家の適正な管理の促進と情報提供・相談体制の充実
- ◆老朽空き家の除却等の促進
- ◆空き家の利活用の促進



重点テーマ4

居住支援協議会と民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット機能の強化

関連する基本目標



多様化する住宅確保要配慮者への対応は重要であり、公共と民間が役割分担や連携しながら、ハード・ソフトの両面から居住の安定確保を進める必要があることから、「居住支援協議会と民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット機能の強化」を重点テーマとして位置づけます。

関連する実施施策

- ◆セーフティネット住宅の普及に向けた取組の推進
- ◆居住支援体制の構築・充実

セーフティネット住宅の普及に向けた取組の推進

- セーフティネット住宅登録制度の理解と登録の促進
- 居住支援サービスの認知度の向上や周知
- 入居を希望する住宅確保要配慮者への情報提供

居住支援体制の構築・充実

- 北九州市居住支援協議会による必要な支援の実施
- 高齢者・障害者住まい探しの協力店の情報提供

家主等



住宅確保要配慮者



経済的側面
社会的側面
住宅性能的側面

重点テーマ5

市営住宅の適切なマネジメントの推進

関連する基本目標



厳しい財政状況下において、市営住宅を真に住宅に困窮する低額所得者等に適切に供給していくためには、老朽化した市営住宅の計画的な集約・再配置を推進するとともに、建物の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげる必要があることから、「市営住宅の適切なマネジメントの推進」を重点テーマとして位置づけます。

関連する実施施策

- ◆市営住宅の入居・管理の適正化
- ◆市営住宅の計画的な集約・再配置や保全管理

重点テーマ6

街なか居住を促進する住宅・住宅地の質の向上

関連する基本目標



コンパクトなまちづくりの実現に向けて、今後も街なかを活性化する取組が重要となることから、「街なか居住を促進する住宅・住宅地の質の向上」を重点テーマとして位置づけます。

関連する実施施策

- ◆街なかにおける良質な住宅の供給促進
- ◆街なかの良質な住宅の取得や賃借の支援
- ◆質の高い住宅・住宅地の供給促進

モデルプロジェクト再配置計画(大里地域)



重点テーマ7

分譲マンションの管理の適正化の推進

関連する基本目標



老朽化や管理組合の担い手不足などの課題を抱えた高経年マンションの今後の増加に対応するため、マンションの維持管理の適正化が重要となることから、「分譲マンションの管理の適正化の推進」を重点テーマとして位置づけます。

関連する実施施策

- ◆管理組合の主体的な取組に対する支援
- ◆管理適正化指針に基づく助言・指導
- ◆管理組合の管理運営状況の把握
- ◆管理計画認定制度の運用・周知

この頁は、住生活基本計画に包含する3つの計画の概要です。

北九州市高齢者居住安定確保計画

住生活基本計画の基本目標1「基本施策3. 高齢者・障害のある人などが安心して暮らせる環境づくり」は、住宅施策と福祉施策が連携して、高齢者の多様なニーズに合った住まいやサービスが選択できる環境を形成するとともに、高齢者の住まいやサービスの質の向上を目指すものとして、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「北九州市高齢者居住安定確保計画」として定めます。

■高齢者向け住まいの供給目標

	現状値	目標値
高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	42% (H30)	75%
高齢者人口に対する高齢者向けの住まい*の割合	4.0% (R2)	4.0%を維持
市営住宅におけるバリアフリー化住宅の供給率	37% (R2)	48%

※「高齢者向けの住まい」とは、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者向け市営住宅のこと

■基本施策・実施施策

- ① 高齢者・障害のある人などのニーズに対応した多様な住まいの確保
 - ◆ 民間による高齢者向けの住まいの供給と活用
 - ◆ バリアフリー化や断熱化等の健康な住まいづくりに対する補助や広報
 - ◆ 市営住宅のバリアフリー化や高齢者向け市営住宅(ふれあいむら)の整備
 - ◆ 市営住宅における入居機会の確保等
 - ◆ 地域に根ざした福祉施設の整備等
- ② 高齢者・障害のある人などが円滑に入居・住み替えできる情報提供や支援の充実
 - ◆ 住まいに関する的確な情報提供
 - ◆ 多様な相談ニーズへの対応
- ③ 介護サービス等の充実と地域支援体制の強化
 - ◆ 地域の見守り合い、支え合いの支援
 - ◆ 地域包括支援センターを中心とした相談と支援体制の充実
 - ◆ 在宅生活を支援するサービスの充実
 - ◆ 安心して外出できる環境づくり

北九州市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画

住生活基本計画の基本目標2は、市営住宅の的確な供給、公的賃貸住宅との連携、民間賃貸住宅の活用による重層的かつ柔軟な住宅セーフティネット機能の充実のため、多様な事業主体がそれぞれの役割を担い、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進を図るものとして、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく「北九州市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」として定めます。

■住宅確保要配慮者の範囲

法令で定められた者	低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、子どもを養育している者、外国人等
本計画で定める者	新婚世帯、児童養護施設等退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、海外からの引揚者、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者、市営住宅移転対象者(収入超過者及び高額所得者等を除く)

■セーフティネット住宅の供給目標

セーフティネット住宅(民間賃貸住宅)	6,000戸
--------------------	--------

基本施策

- ①市営住宅の適切なマネジメントの推進
- ②公的賃貸住宅との連携・情報交換
- ③住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進
- ④居住支援の充実
- ⑤住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化
- ⑥被災者などの住宅確保要配慮者への緊急対応

[セーフティネット住宅の規模の基準]

タイプ	登録基準	【緩和部分】 平成 17 (2005) 年度 以前に着工した物件
一般住宅※	25 ㎡以上	18 ㎡以上

※一般住宅のほか、「台所・収納設備及び浴室(又はシャワー室)が共用である一般住宅」、「共同居住型賃貸住宅(シェアハウス)」、「ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅」のタイプについても、登録基準と基準の緩和を定めています。

北九州市マンション管理適正化推進計画

住生活基本計画の基本目標3「基本施策3. マンションの管理の適正化の促進」は、居住者の高齢化や建物の老朽化の進行などにより、管理不全化し、周囲へ悪影響を及ぼす危険なマンションの増加を防止するため、維持管理の適正化やマンションの再生に向けた取組の強化を目指すものとして、マンションの管理の適正化に関する法律に基づく「北九州市マンション管理適正化推進計画」として定めます。

管理適正化に関する目標(一部抜粋)

	現状値	目標値
マンション管理組合の管理運営状況の把握率	47% (R2)	80%
北九州市マンション管理適正化指針の認知度	—	80%

基本施策

- ①管理組合による主体的な管理運営の促進
- ②地域の社会的資産としてのマンションの持続的な活用
- ③管理組合、地域、関係団体、行政の連携による取組の推進

マンション管理適正化指針に基づく管理計画の認定基準(一部抜粋)

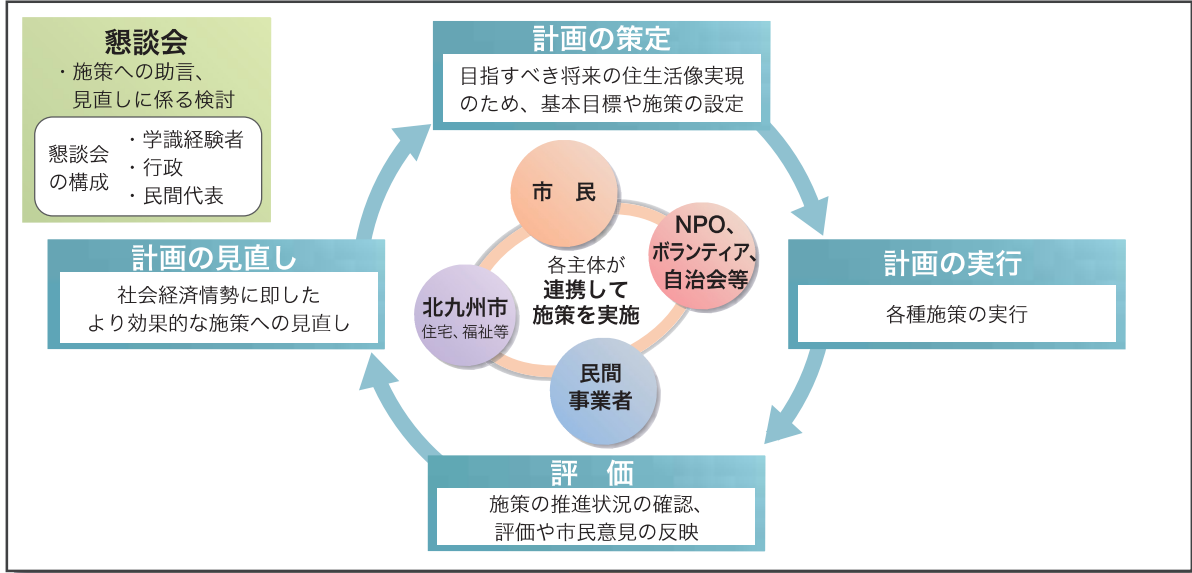
管理組合の運営	・管理者等が定められていること ・集会在年一回以上開催されていること
管理規約	・管理規約が作成されていること
管理組合の経理	・管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること ・修繕積立金の三ヶ月以上の滞納額が全体の二割以内であること
長期修繕計画の作成及び見直し等	・計画の内容及び修繕積立金額について集会在て決議されていること ・作成又は見直しが七年以内に行われていること
その他	・組合員名簿、居住者名簿を備え、一年に一回以上は内容の確認を行っていること ・地域活動への積極的参画又は協力や、孤独・孤立の防止に向けた見守り・声かけ等の活動により、周辺地域又はマンションの居住環境の維持・向上に努めていること ・防災計画の作成や防災訓練等、防災に向けた取組を実施していること



計画の実現に向けて

本計画の総合的かつ計画的な推進には、広範な分野との連携による、施策の効果的な実施に向けた検討や仕組みづくりが必要なことから、これまで以上に緊密な連携・協働を図ります。

また、計画の実効性を高めるため、施策の推進状況の確認、評価などを行うにあたっては、学識経験者や民間団体代表、行政からなる懇談会を開催し、住宅施策への助言や、必要に応じて計画の見直しに係る検討を行うこととします。



『充実した住まいと生活環境で
心豊かな暮らしを育み、
未来につなげるまち 北九州市』
—住んでみたい・住みつづけたい・ともに住みたい—

をみんなで実現！

北九州市住生活基本計画が目指す SDGs のゴール

SDGsは、「誰一人残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。北九州市住生活基本計画も各基本目標にゴールを掲げ、施策を推進します。

基本目標 1	多様な世帯のニーズに対する住まいの充実	3	5	8	11
基本目標 2	住宅セーフティネット機能の充実	1	3	10	16
基本目標 3	良質な住宅ストックの形成と住宅市場の活性化	7	9	12	13
基本目標 4	地域特性に応じた持続可能な住環境の形成	11	12	15	

計画の詳しい内容は下記の市HPをご覧ください

北九州市建築都市局
住宅部 住宅計画課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1
電話:093-582-2592 F A X:093-582-2694
電子メール:toshi-juutaku@city.kitakyushu.lg.jp
北九州市印刷物登録番号:第 2216006B 号

QRコード
余白